

大和市平成28年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第20号

大和市平成28年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大和市条例第4号。以下「平成28年改正給与条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 切替日 平成28年4月1日をいう。
- (2) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
  - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ウ 公益的法人等への大和市職員の派遣等に関する条例（平成13年大和市条例第16号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
  - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
  - オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による派遣をされていた期間
  - カ 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第2号。以下

「勤務時間条例」という。) 第13条に規定する療養休暇又は勤務時間条例第15条に規定する介護休暇を取得していた期間

(5) 復職時調整 初任給規則第27条又は大和市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大和市条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第8条の規定による号給の調整をいう。

(6) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(平成28年改正給与条例附則第8項の市長が別に定める職員)

第3条 平成28年改正給与条例附則第8項の市長が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 切替日以降に降格をした職員

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた職員

(4) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

(5) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(6) 切替日以降に平成28年改正給与条例附則第8項の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

(平成28年改正給与条例附則第9項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。))を除く。)

であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第6号に掲げる職員(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))

及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。))に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。))には、その差額に相当する額(大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号。以下「給与条例」という。))附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該

額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成28年改正給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)

切替日の前日に当該異動があったものとした場合に初任給規則第18条の2又は第27条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、降格をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に初任給規則第27条又は育児休業条例第8条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額

(5) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成28年改正給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(平成28年改正給与条例附則第10項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長が定める職員にあっては、市長が定める額)に達しないこととなるもの(第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当すること

となる職員を除く。)には、その差額に相当する額を、平成28年改正給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成28年改正給与条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、平成28年改正給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第6条 平成28年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 平成28年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(大和市平成25年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の廃止)

- 2 大和市平成25年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則(平成25年大和市規則第72号)は、廃止する。